

島根労働局発表
平成26年5月29日

担	職業安定部・職業安定課 課長 吉木 操
	課長補佐 佐々木信哉
当	需給調整指導官 杖田 耕一
	TEL 0852-20-7017

平成24年度労働者派遣事業報告書の集計結果及び労働者派遣事業の 平成25年6月1日現在の状況について

島根労働局では、このほど島根県内における「平成24年度労働者派遣事業報告」及び「労働者派遣事業の平成25年6月1日現在の状況」をまとめましたので、発表します。

「労働者派遣法」（正式な法律名は※のとおり）において派遣元事業主に対し、事業年度毎の運営状況及び6月1日現在の運営状況についての報告書を厚生労働大臣に提出するように定めています。

※労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）

【平成24年度集計結果の概要】

（ ）内は対前年度増減比

1 平成24年度労働者派遣事業報告提出事業所数 ・ 191事業所（増減なし）【図1】

- （1）一般労働者派遣事業所数 ・ ・ ・ ・ ・ 38事業所（13.6%減）
- （2）特定労働者派遣事業所数 ・ ・ ・ ・ ・ 153事業所（4.1%増）

※「特定労働者派遣事業」（以下「特定」という。）とは、常時雇用される労働者だけを労働者派遣の対象として行う事業（届出制）であり、「一般労働者派遣事業」（以下「一般」という。）とは、特定労働者派遣事業以外で、常時雇用される労働者だけでなく登録型の労働者を派遣することができる事業（許可制）をいいます。

2 派遣労働者数（①+③+④） ・ ・ ・ ・ ・ 4,499人（1.7%減） 【図2】

- （1）一般
 - ①常時雇用労働者数 ・ ・ ・ ・ ・ 740人（12.9%減）
 - ②常時雇用以外労働者数（常用換算）（注1） ・ ・ 863人（11.3%減）
 - ③登録者数 ・ ・ ・ ・ ・ 3,366人（0.5%減）
- （2）特定
 - ④常時雇用労働者数 ・ ・ ・ ・ ・ 393人（13.3%増）
- （3）常用換算派遣労働者数（①+②+④） ・ ・ ・ ・ 1,996人（8.0%減）

3 派遣先の件数 ・ ・ ・ ・ ・ 1,520件（5.6%減） 【図3】

- （1）一般 ・ ・ ・ ・ ・ 1,382件（5.2%減）
- （2）特定 ・ ・ ・ ・ ・ 138件（9.2%減）

- 4 派遣業に係る売上高** **6, 5 6 2 百万円 (9.8%減) 【図 4】**
 (1) 一般 4, 8 3 2 百万円 (8.2%減)
 (2) 特定 1, 7 3 0 百万円 (13.9%減)
- 5 派遣料金(8時間換算の平均日額)** **【図 5】**
 (1) 一般 1 3, 1 5 3 円 (0.8%増)
 (2) 特定 2 2, 0 9 0 円 (6.2%増)
- 6 派遣労働者の賃金(8時間換算の平均日額)** **【図 6】**
 (1) 一般 8, 8 1 7 円 (7.1%増)
 政令業務(注2) 7, 0 0 2 円～1 5, 7 8 1 円
 (2) 特定 1 3, 5 0 4 円 (1.0%増)
 政令業務 6, 5 4 4 円～2 1, 4 4 9 円
- 7 紹介予定派遣(注3)** **【図 7】**
 (1) 紹介予定派遣された労働者数 1 5 4 人 (29.4%増)
 (2) 紹介派遣を経て直接雇用に結びついた労働者数 . . 1 2 2 人 (17.3%増)

【平成 25 年 6 月 1 日現在の状況の概要】

() 内は対前年同期比

【図 8・9・10】

- 1 派遣労働者数** **1, 7 6 6 人 (14.8%減)**
 (1) 一般
 常時雇用労働者数 6 0 7 人 (22.4%減)
 常時雇用以外労働者数 8 2 1 人 (13.3%減)
 (2) 特定
 常時雇用労働者数 3 3 8 人 (1.7%減)
- 2 製造業務に従事した派遣労働者数** **5 3 1 人(36.6%減)**
 (1) 一般
 常時雇用労働者数 2 3 1 人 (38.7%減)
 常時雇用以外労働者数 2 2 9 人 (30.2%減)
 (2) 特定
 常時雇用労働者数 7 1 人 (46.6%減)
- 3 政令業務に従事した派遣労働者数** **3 8 8 人(36.3%減)**
 (1) 一般
 常時雇用労働者数 1 1 0 人 (58.0%減)
 常時雇用以外労働者数 1 7 0 人 (16.7%減)
 (2) 特定
 常時雇用労働者数 1 0 8 人 (24.5%減)
- 4 その他(上記 2、3 以外の一般事務、営業、販売等)** **・ 8 4 7 人(35.3%増)**
 (1) 常時雇用労働者数 4 2 5 人 (101.4%増)
 (2) 常時雇用以外労働者数 4 2 2 人 (1.7%増)

(注1)「常時雇用以外労働者数(常用換算)」とは、一定の期間を定めて雇用され、その間派遣された労働者等について、「常時雇用以外労働者の年間総労働時間数」の合計を、その事業所の「常時雇用労働者1人あたりの年間総労働時間数」で除したものをいう。

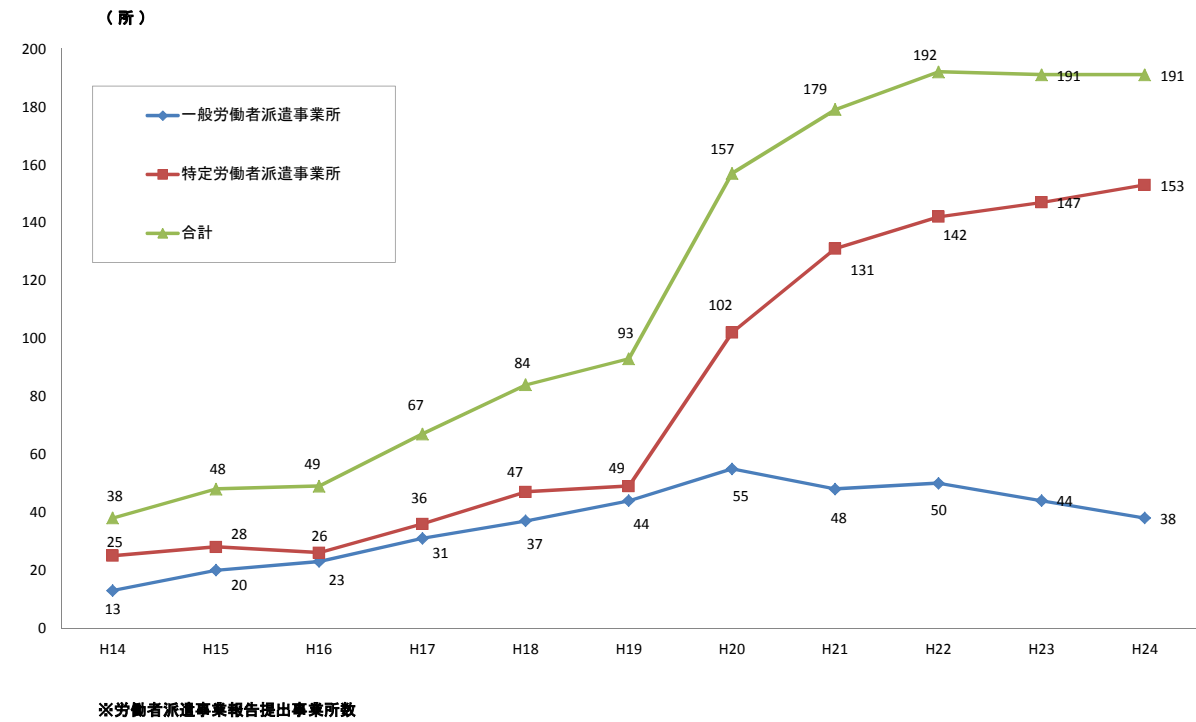
(注2)「政令業務」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第4条第1項及び第5条の各号に定められた業務で、専門的な知識、技術又は経験を必要とし、派遣可能期間に制限のない業務のことをいう。

(注3)「紹介予定派遣」とは、労働者派遣のうち、職業紹介事業を兼業する派遣元事業主が派遣労働者及び派遣先に対して職業紹介を行う（予定をしている）ものをいう。

平成24年度 集計結果の概要

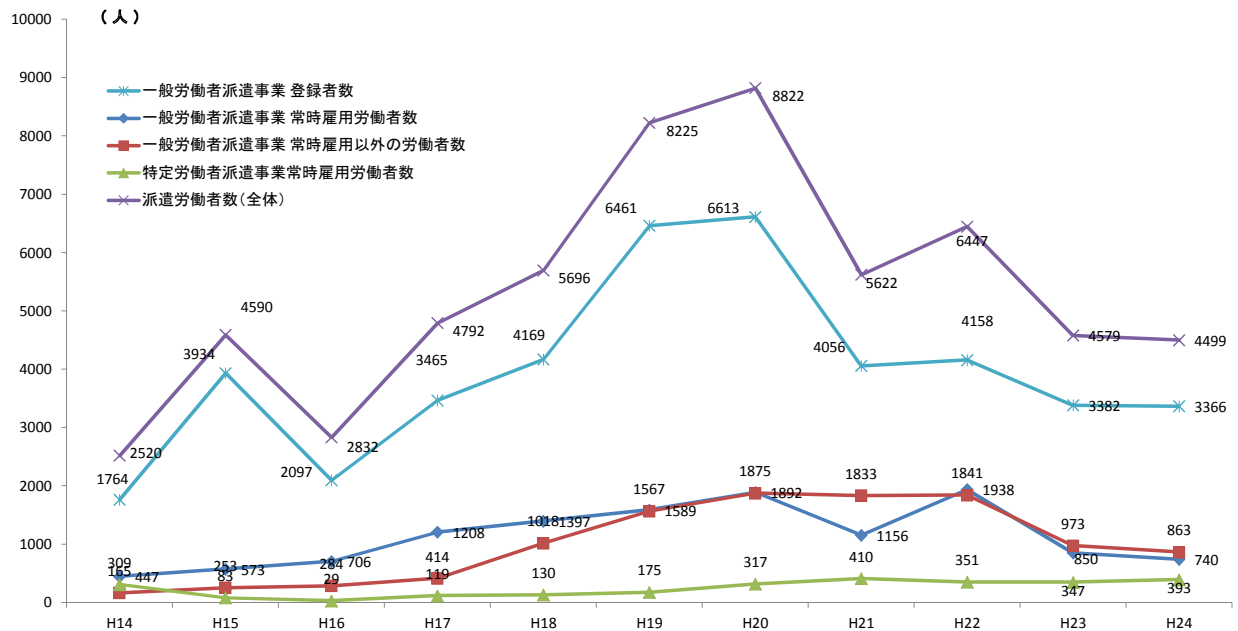
○労働者派遣事業所数の推移

【図 1】



○派遣労働者数の推移

【図 2】



【図 3】派遣先の件数

(単位:件 %)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
計	772	844 (9.3)	837 (△0.8)	1,177 (40.6)	1,705 (44.9)	2,203 (29.2)	2,320 (5.3)	1,828 (△21.2)	1,360 (△25.6)	1,610 (18.4)	1,520 (△ 5.6)
一般労働者派遣事業	746	816 (9.4)	817 (0.1)	1,145 (40.1)	1,660 (45.0)	2,161 (30.2)	2,133 (△1.3)	1,640 (△23.1)	1,206 (△26.5)	1,458 (20.9)	1,382 (△ 5.2)
特定労働者派遣事業	26	28 (7.7)	20 (△28.6)	32 (60.0)	45 (40.6)	42 (△6.7)	187 (345.2)	188 (0.5)	154 (△18.1)	152 (△ 1.3)	138 (△ 9.2)

()内は対前年度増減比

【図 4】労働者派遣事業に係る売上高

(単位:百万円 %)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
計	1,962	2,378 (21.2)	2,764 (16.2)	4,831 (74.8)	7,279 (50.7)	11,434 (57.1)	12,230 (7.0)	10,076 (△17.6)	13,535 (34.3)	7,275 (△ 46.3)	6,562 (△ 9.8)
一般労働者派遣事業	1,764	2,165 (22.7)	2,644 (22.1)	4,404 (66.6)	6,836 (55.2)	10,616 (55.3)	10,575 (△0.4)	8,287 (△21.6)	11,796 (42.3)	5,265 (△ 55.4)	4,832 (△ 8.2)
特定労働者派遣事業	198	213 (7.6)	120 (43.7)	427 (255.8)	443 (3.7)	818 (84.7)	1,655 (102.3)	1,789 (8.1)	1,739 (△2.8)	2,010 (15.6)	1,730 (△ 13.9)

()内は対前年度増減比

【図 5】労働者派遣の料金

(単位:円 %)

			一般労働者派遣事業			特定労働者派遣事業				
			平成23年度	平成24年度	増減比	平成23年度	平成24年度	増減比		
	全体平均(1日あたりの額)		13,045	13,153	0.8	20,808	22,090	6.2		
派遣期間中の派遣労働者の料金	政令で定める業務に係る労働者派遣に関する派遣労働者の料金	情報処理システム開発	4-1(旧1号)	17,269	17,469	1.2	24,579	24,145	△ 1.8	
		機械設計	4-2(旧2号)	-	-	-	23,757	25,730	8.3	
		事務用機器操作	4-3(旧5号)	12,783	12,462	△ 2.5	19,571	17,473	△ 10.7	
		通訳、翻訳、速記	4-4(旧6号)	13,000	16,275	25.2	-	-	-	
		秘書	4-5(旧7号)	10,711	11,547	7.8	-	-	-	
		ファイリング	4-6(旧8号)	11,393	12,408	8.9	19,492	19,632	0.7	
		調査	4-7(旧9号)	14,125	-	-	27,183	29,246	7.6	
		財務	4-8(旧10号)	11,553	12,476	8.0	19,426	18,921	△ 2.6	
		貿易	4-9(旧11号)	-	-	-	-	-	-	
		デモンストレーション	4-10(旧12号)	13,046	12,480	△ 4.3	-	-	-	
		添乗	4-11(旧13号)	-	-	-	-	15,112	-	
		受付・案内、駐車場管理等	(旧16号)	12,045	10,933	△ 9.2	12,027	-	-	
			受付・案内	4-12	-	11,885	-	-	14,499	-
			駐車場管理等	5-5	-	-	-	-	-	-
		研究開発	4-13(旧17号)	14,404	14,521	0.8	-	-	-	
		事業の実施体制の企画、立案	4-14(旧18号)	-	-	-	-	-	-	
		書籍等の制作・編集	4-15(旧19号)	12,000	-	-	-	-	-	
		広告デザイン	4-16(旧20号)	14,400	14,800	2.8	-	-	-	
		OAインストラクション	4-17(旧23号)	14,745	15,198	3.1	25,198	23,103	△ 8.3	
		セールスエンジニアの営業、金融商品の営業	4-18(旧25号)	16,958	14,665	△ 13.5	20,164	-	-	
		放送機器操作	5-1(旧3号)	12,800	13,100	2.3	-	-	-	
		放送番組等の制作	5-2(旧4号)	13,520	13,520	0.0	-	-	-	
		建築物清掃	5-3(旧14号)	10,710	8,903	△ 16.9	-	28,200	-	
		建築設備運転等	5-4(旧15号)	26,920	20,408	△ 24.2	12,911	18,816	45.7	
		インテリアコーディネータ	5-6(旧21号)	13,023	13,030	0.1	-	-	-	
		アナウンサー	5-7(旧22号)	-	-	-	-	-	-	
		テレマーケティングの営業	5-8(旧24号)	11,693	11,216	△ 4.1	-	-	-	
		放送番組における大道具・小道具	5-9(旧26号)	-	-	-	-	-	-	
		水道施設等の設備運転等	5-10	-	-	-	-	-	-	

※1 労働者派遣の実績のあった事業所について各事業所の派遣料金を単純平均したものである。

※2 派遣労働者1日1人(8時間)あたりの平均額である。

※3 各業務の号番号は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第4条及び第5条で定められている号番号であり、かつこの旧号番号は、改正前の同法施行令第4条で定められている号番号である。(改正労働者派遣法の施行日が平成24年10月1日と年度途中であるため、平成24年度報告については、改正前に提出された報告と改正後に提出された報告が提出時点で混在しているため、併記している。)

※4 「受付・案内、駐車場管理等」の業務については、改正後の法律施行令で「受付・案内」業務と「駐車場管理等」業務が別の号番号となったため、改正前と改正後の両方の数値を別々に掲載している。

※5 全体平均とは、政令で定める業務とそれ以外の業務についての派遣労働者の料金を合わせた平均である。

【図 6】派遣労働者の賃金

(単位:円 %)

			一般労働者派遣事業			特定労働者派遣事業			
			平成23年度	平成24年度	増減比	平成23年度	平成24年度	増減比	
	全体平均(1日あたりの額)		8,232	8,817	7.1	13,365	13,504	1.0	
政令で定める業務に係る労働者派遣に関する派遣労働者の賃金	情報処理システム開発	4-1(旧1号)	10,999	11,303	2.8	13,619	12,759	△ 6.3	
	機械設計	4-2(旧2号)	-	-	-	12,942	17,642	36.3	
	事務用機器操作	4-3(旧5号)	8,431	8,760	3.9	13,104	10,837	△ 17.3	
	通訳、翻訳、速記	4-4(旧6号)	8,412	10,865	29.2	-	-	-	
	秘書	4-5(旧7号)	7,806	8,689	11.3	-	-	-	
	ファイリング	4-6(旧8号)	7,988	8,164	2.2	9,792	10,109	3.2	
	調査	4-7(旧9号)	7,889	-	-	18,042	21,449	18.9	
	財務	4-8(旧10号)	8,217	8,912	8.5	12,385	12,562	1.4	
	貿易	4-9(旧11号)	-	-	-	-	-	-	
	デモンストレーション	4-10(旧12号)	9,005	8,047	△ 10.6	-	-	-	
	添乗	4-11(旧13号)	-	-	-	-	7,931	-	
	受付・案内、駐車場管理等	(旧16号)	8,387	8,000	△ 4.6	6,947	-	-	
		受付・案内	4-12	-	8,520	-	-	6,544	-
		駐車場管理等	5-5	-	-	-	-	-	-
	研究開発	4-13(旧17号)	9,509	9,484	△ 0.3	-	-	-	
	事業の実施体制の企画、立案	4-14(旧18号)	-	-	-	-	-	-	
	書籍等の制作・編集	4-15(旧19号)	8,400	-	-	-	-	-	
	広告デザイン	4-16(旧20号)	9,040	9,240	2.2	-	-	-	
	OAインストラクション	4-17(旧23号)	9,310	9,131	△ 1.9	14,548	15,912	9.4	
	セールスエンジニアの営業、金融商品の営業	4-18(旧25号)	9,978	9,730	△ 2.5	16,719	-	-	
	放送機器操作	5-1(旧3号)	8,400	8,600	2.4	-	-	-	
	放送番組等の制作	5-2(旧4号)	9,360	9,360	0.0	-	-	-	
	建築物清掃	5-3(旧14号)	7,867	7,002	△ 11.0	-	6,931	-	
	建築設備運転等	5-4(旧15号)	16,928	15,781	△ 6.8	9,171	14,333	56.3	
	インテリアコーディネータ	5-6(旧21号)	9,132	9,336	2.2	-	-	-	
	アナウンサー	5-7(旧22号)	-	-	-	-	-	-	
	テレマーケティングの営業	5-8(旧24号)	8,641	8,151	△ 5.7	-	-	-	
	放送番組における大道具・小道具	5-9(旧26号)	-	-	-	-	-	-	
	水道施設等の設備運転等	5-10	-	-	-	-	-	-	

※1 労働者派遣の実績のあった事業所について各事業所の派遣労働者の賃金を単純平均したものである。

※2 派遣労働者1日1人(8時間)あたりの平均額である。

※3 各業務の号番号は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第4条及び第5条で定められている号番号であり、かつこの旧号番号は、改正前の同法施行令第4条で定められている号番号である。(改正労働者派遣法の施行日が平成24年10月1日と年度途中であるため、平成24年度報告については、改正前に提出された報告と改正後に提出された報告が提出時点で混在しているため、併記している。)

※4 「受付・案内、駐車場管理等」の業務については、改正後の法律施行令で「受付・案内」業務と「駐車場管理等」業務が別の号番号となったため、改正前と改正後の両方の数値を別々に掲載している。

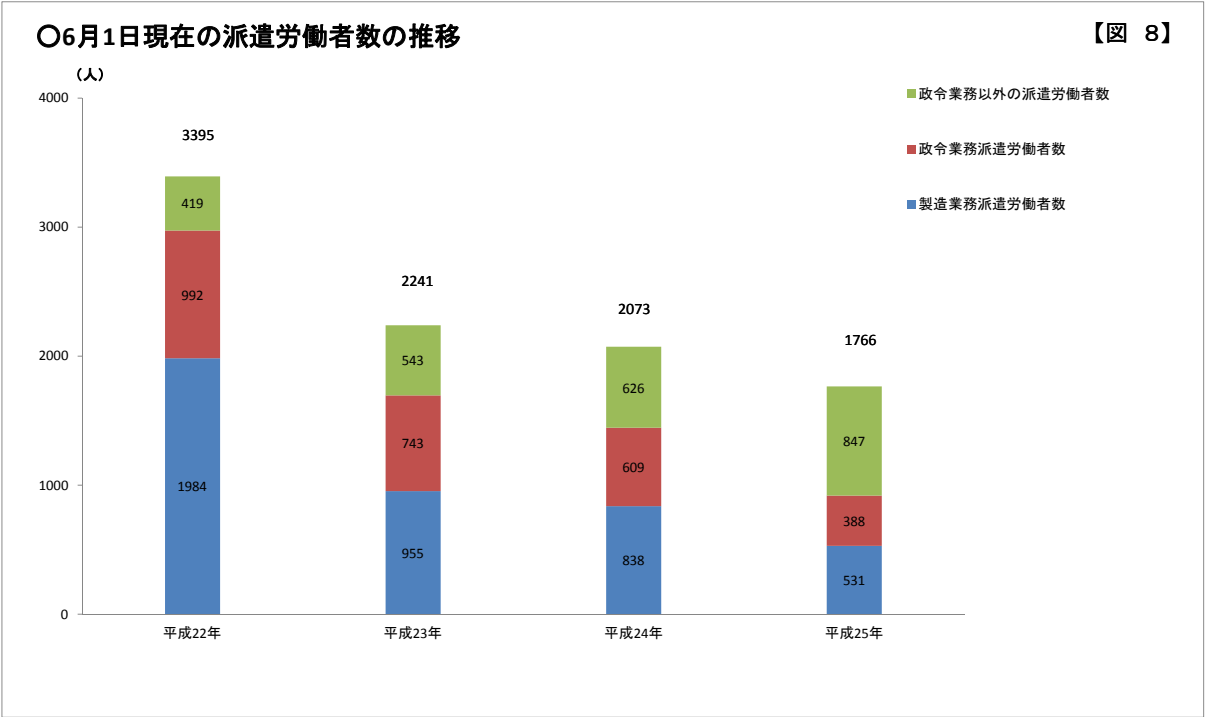
※5 全体平均とは、政令で定める業務とそれ以外の業務についての派遣労働者の賃金を合わせた平均である。

【図 7】 紹介予定派遣

(単位:所 人 %)

	一般労働者派遣事業			特定労働者派遣事業			合 計		
	平成23年度	平成24年度	増減比	平成23年度	平成24年度	増減比	平成23年度	平成24年度	増減比
紹介予定派遣実施事業所数	7	8	(14.3)	0	0	0	7	8	(14.3)
紹介予定派遣に係る労働者派遣契約先からの申し込み人数	196	196	(0.0)	0	0	0	196	196	(0.0)
紹介予定派遣により労働者派遣された労働者数	119	154	(29.4)	0	0	0	119	154	(29.4)
紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数	117	140	(19.7)	0	0	0	117	140	(19.7)
紹介予定派遣職業紹介を経て直接雇用に結びついた労働者数	104	122	(17.3)	0	0	0	104	122	(17.3)

平成25年6月1日現在の状況の概要



【図 9】

(単位:人 %)

	6月1日現在において派遣されていた労働者数											
	一般労働者派遣事業				製造業務に従事した派遣労働者数				政令業務に従事した派遣労働者数			
	一般労働者派遣事業		特定労働者派遣事業	計	一般労働者派遣事業		特定労働者派遣事業	計	一般労働者派遣事業		特定労働者派遣事業	計
	常用雇用労働者数	常用雇用以外の労働者数	常用雇用労働者数		常用雇用労働者数	常用雇用以外の労働者数	常用雇用労働者数		常用雇用労働者数	常用雇用以外の労働者数	常用雇用労働者数	
平成21年6月1日	1,149	1,112	349	2,610	524	433	101	1,058	437	459	128	1,024
平成22年6月1日	1,555	1,528	312	3,395	955	937	92	1,984	427	415	150	992
	(35.3)	(37.4)	(△ 10.6)	(30.1)	(82.3)	(116.4)	(△ 8.9)	(87.5)	(△ 2.3)	(△ 9.6)	(17.2)	(△ 3.1)
平成23年6月1日	835	1,082	324	2,241	340	512	103	955	343	257	143	743
	(△ 27.3)	(△ 2.7)	(△ 7.2)	(△ 14.1)	(△ 35.1)	(18.2)	(2.0)	(△ 9.7)	(△ 21.5)	(△ 44.0)	(11.7)	(△ 27.4)
平成24年6月1日	782	947	344	2,073	377	328	133	838	262	204	143	609
	(△ 6.3)	(△ 12.5)	(6.2)	(△ 7.5)	(10.9)	(△ 35.9)	(29.1)	(△ 12.3)	(△ 23.6)	(△ 20.6)	(0.0)	(△ 18.0)
平成25年6月1日	607	821	338	1,766	231	229	71	531	110	170	108	388
	(△ 22.4)	(△ 13.3)	(△ 1.7)	(△ 14.8)	(△ 38.7)	(△ 30.2)	(△ 46.6)	(△ 36.6)	(△ 58.0)	(△ 16.7)	(△ 24.5)	(△ 36.3)

※ ()内は対前年同期比

政令業務に平成25年6月1日現在労働者派遣されている労働者数

(単位:人)

		一般労働者派遣事業						特定労働者派遣事業		
		常用雇用労働者数			常用雇用以外の労働者数			常用雇用労働者数		
		平成23年 6月1日	平成24年 6月1日	平成25年 6月1日	平成23年 6月1日	平成24年 6月1日	平成25年 6月1日	平成23年 6月1日	平成24年 6月1日	平成25年 6月1日
情報処理システム開発	4-1(旧1号)	3	2	4	9	10	10	89	82	61
機械設計	4-2(旧2号)	0	0	0	0	0	0	23	26	4
事務用機器操作	4-3(旧5号)	227	210	73	137	77	52	19	17	22
通訳、翻訳、速記	4-4(旧6号)	1	0	1	1	2	1	0	0	0
秘書	4-5(旧7号)	0	0	1	3	3	2	0	0	1
ファイリング	4-6(旧8号)	4	2	0	2	0	0	0	0	0
調査	4-7(旧9号)	0	0	0	0	0	0	2	6	0
財務	4-8(旧10号)	25	26	9	21	26	3	1	1	2
貿易	4-9(旧11号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
デモンストレーション	4-10(旧12号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
添乗	4-11(旧13号)	0	0	1	0	0	0	0	0	0
受付・案内、駐車場管理等	(旧16号)	1	0		10	15		1	1	
	受付・案内	4-12		1			13			1
	駐車場管理等	5-5		0			0			0
研究開発	4-13(旧17号)	0	0	0	9	12	12	0	0	0
事業の実施体制の企画、立案	4-14(旧18号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
書籍等の制作・編集	4-15(旧19号)	0	0	0	0	0	0	0	0	2
広告デザイン	4-16(旧20号)	0	0	0	1	1	1	0	0	0
OAインストラクション	4-17(旧23号)	17	3	3	8	10	6	3	4	2
セールスエンジニアの営業、金融商品の営業	4-18(旧25号)	0	4	5	3	0	2	1	1	0
放送機器操作	5-1(旧3号)	1	1	1	0	0	0	0	0	0
放送番組等の制作	5-2(旧4号)	0	0	0	1	1	0	0	0	0
建築物清掃	5-3(旧14号)	0	0	0	5	4	4	0	0	0
建築設備運転等	5-4(旧15号)	4	4	4	0	0	0	4	5	10
インテリアコーディネータ	5-6(旧21号)	0	1	2	1	1	5	0	0	0
アナウンサー	5-7(旧22号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
テレマーケティングの営業	5-8(旧24号)	60	9	5	46	42	59	0	0	0
放送番組における大道具・小道具	5-9(旧26号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水道施設等の設備運転等	5-10			0			0			3
合計		343	262	110	257	204	170	143	143	108

※1 各業務の号番号は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第4条及び第5条で定められている号番号であり、かっこ内の旧号番号は、改正前の同法施行令第4条で定められている号番号である。(改正労働者派遣法の施行日が平成24年10月1日と年度途中であるため、平成24年度報告については、改正前に提出された報告と改正後に提出された報告が提出時点で混在しているため、併記している。)

※2 「受付・案内、駐車場管理等」の業務については、改正後の法律施行令で「受付・案内」業務と「駐車場管理等」業務が別の号番号となったため、改正前と改正後の両方の数値を別々に掲載している。